# 所有者不明農地に係る
# 知事裁定手続マニュアル

令和８年 10 月　滋賀県農政水産部農政課

## ～目　次～

○所有者不明農地に係る知事裁定手続フロー図.....－ 1 －
第１　所有者に関する情報探索【農業委員会】.....－ 2 －
第２　所有者不明に係る公示（法第 32 条第３項【農業委員会】）.....－ 8 －
第３　農地中間管理機構への通知（法第 41 条第１項前段【農業委員会】）.....－ 8 －
第４　滋賀県知事への裁定申請（法第 41 条第１項後段【農地中間管理機構】）.....－ 9 －
第５　裁定申請があった旨の公告等（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 38 条第１項【県農政課】）...－ 12 －
第６　利用権の設定の裁定および都道府県機構への意見聴取【県農政課】.....－ 13 －
第７　農地中間管理機構への通知および裁定公告（法第 41 条第３項【県農政課】）.....－ 14 －
第８　賃料相当額の補償金の供託（法第 41 条第３項【農地中間管理機構】）.....－ 17 －
第９　様式一覧.....－ 18 －

## ～凡　例～

法…農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
令…農地法施行令（昭和 27 年 10 月政令第 445 号）
規則…農地法施行規則（昭和 27 年 10 月農林省令第 79 号）
機構法…農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）
運用通知…「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号）
事務処理要領…農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号）

## ○所有者不明農地に係る知事裁定手続フロー図

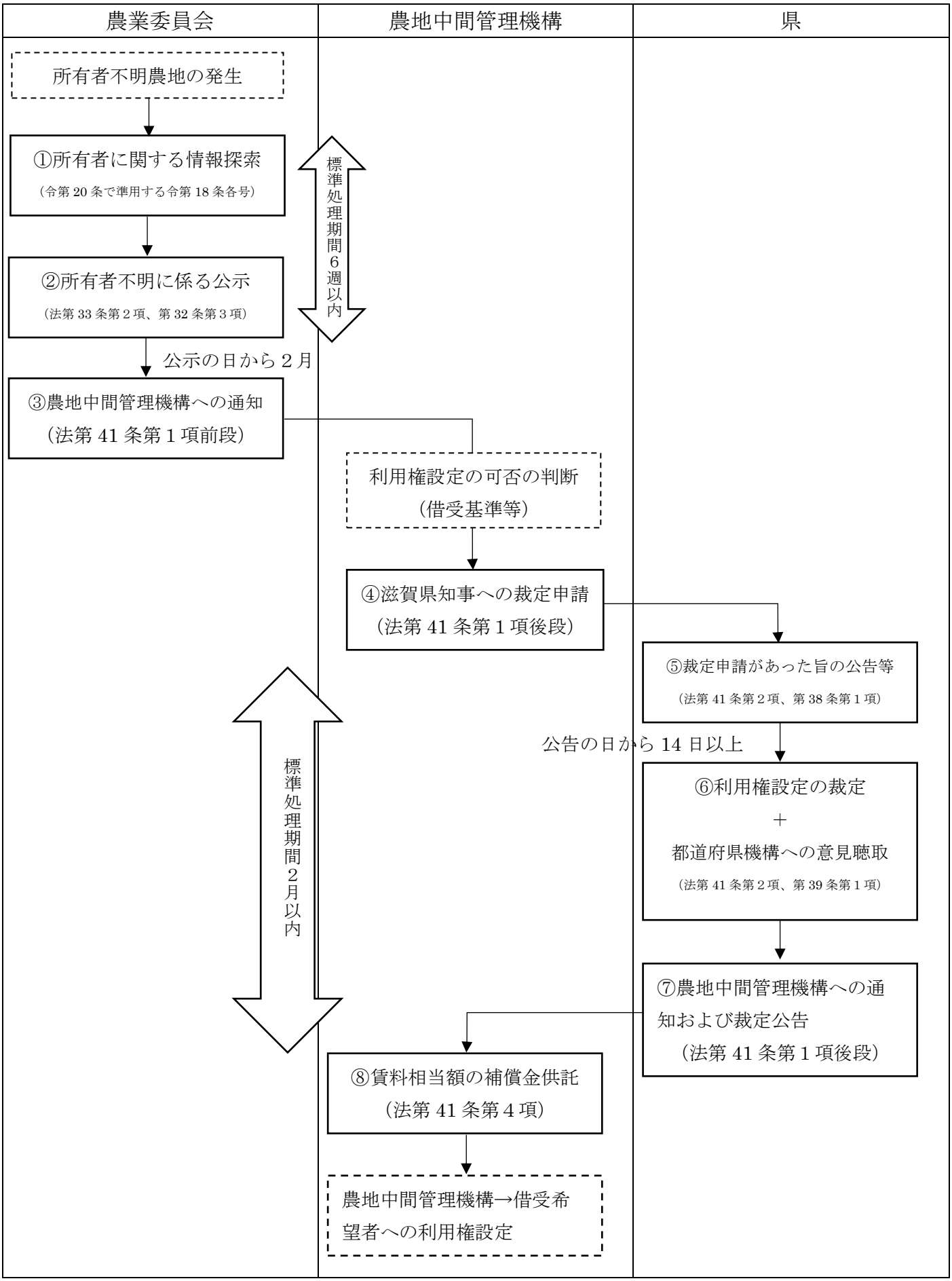


※探索の開始から知事の裁定までの標準的な事務処理期間は９か月となっています。

## 第１　所有者に関する情報探索【農業委員会】

### １　探索の手法

利用状況調査等で所有者等を確知することができない農地（以下「所有者不明農地」という。）を発見した場合、農業委員会において、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」により探索を行う必要があります。

ここにいう、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」として、「[1]不確知所有者関連情報を取得するため次に掲げる措置」を講じることが求められています（令第 20 条で準用する令第 18 条各号および運用通知第３の３(2)）。戸籍等による探索の範囲は、原則として、その登記名義人となっている者の配偶者と子までとなります。登記名義人が死亡している場合において、その配偶者と子が相続放棄している場合がありますが、必ずしも、次順位の相続人にまで範囲を広げて探索を行う必要はありません。

なお、既に滋賀県知事の裁定により利用権が設定された農地であって、その残存期間が１年以下であるものについて、供託した補償金の還付が行われていないなど、所有者等に関する新たな事実が判明しなかった場合には、改めて探索を行うことなく「所有者等を確知することができない」ものとして取り扱い、第２の公示による所有者の探索手続へ移行します。（規則第 78 条第５号および運用通知第３の３(2)ア）

また、既に機構法第 22 条の２第１項に基づき探索を行っている場合には、改めて探索を行わず公示を行うことが可能です。（規則第 74 条の２）

(1)　当該農地の登記事項証明書からのアプローチ

①　当該農地の登記事項証明書の交付請求

（令第 20 条で準用する令第 18 条第１号）

登記所（法務局等）の登記官に対し、当該農地の登記事項証明書の

[1] 当該農地の「所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該所有者であって確知することができないものを確知するために必要な情報」のことをいう（令第 18 条柱書）。

交付を請求し、[2]登記名義人等の氏名（法人の場合は名称）および住所地を確認してください。

② 登記名義人等の住民票の写し等の交付請求

（令第20条で準用する令第18条第3号）

ア 登記名義人等が自然人の場合

第１の１(1)①により確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写しの交付を請求し、登記名義人等の現住所を確認してください。

住民登録が抹消されていた場合には、住民票の除票の交付を請求し、本籍地を確認してください。

当該措置により、登記名義人等の生存および現住所が確認できた場合には、当該登記名義人等には、第１の１(3)の措置を講じてください。

イ 登記名義人等が法人の場合

登記所（法務局等）の登記官に対して、第１の１(1)①により確認した登記名義人等の法人の登記事項証明書の交付を請求し、法人の所在地を確認してください。

当該措置により、登記名義人等の現存および所在地が確認できた場合には、当該登記名義人等には、第１の１(3)の措置を講じてください。

③ 登記名義人等の戸籍簿等の交付請求

（令第20条で準用する令第18条第4号）

ア 登記名義人等が自然人の場合

第１の１(1)②アにより確認した登記名義人等の本籍地の市町村の長に対し、不確知所有者等関連情報の提供を求め、まずは登記名義人等の生死を確認してください。この登記名義人等の生死の状況

[2] 登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他令第18条第１号および第２号の措置により判明した農地等の所有者と思料される者をいう（令第18条第３号）。

により、次のとおりに対応が分かれます。

a　登記名義人等の生存が確認できた場合

登記名義人等の本籍地の市町村の長に対し、登記名義人等の戸籍の附票の交付を請求し、住所地を確認してください。

b　登記名義人等の死亡が確認できた場合

（規則第60条の4第1号および第2号）

登記名義人等の本籍地の市町村の長に対し、登記名義人等の戸籍謄本または除籍謄本の交付を請求し、登記名義人等の相続人の有無を確認してください。これにより、相続人の存在が確認できた場合には、登記名義人等の本籍地の市町村の長に対し、その相続人の戸籍の附票の交付を請求し、相続人の住所地を確認してください。

イ　登記名義人等が法人の場合

第1の1(2)イにより、登記名義人等が解散していることが確認できた場合、登記名義人等の解散原因により、次のとおりに対応が分かれます。

a　合併により解散した場合（規則第60条の4第3号）

この場合、合併後存続し、または合併により設立された法人（以下「存続法人」という）が存在しますので、登記所（法務局等）の登記官に対して、存続法人の登記事項証明書の交付を請求し、存続法人の所在地を確認してください。

b　合併以外の理由により解散した場合（規則第60条の4第4号）

この場合、登記名義人等の登記事項証明書に清算人の記載がありますので、この清算人の所在地を確認してください。

(2)　[3]不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者からのアプローチ

[3] 「当該農地を現に占有する者」（規則第60条の3第1号）、「農地法第52条の2の規定により農業委員

（令第 20 条で準用する令第 18 条第２号）

不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者に対する聞き取りにより、当該農地の所有者を確認してください。その後の手続については、得られた情報に合わせて第１の１(1)②および③の対応を実施してください。

(3) 住所地等が判明した場合の措置（令第 20 条で準用する令第 18 条第５号、規則第 60 条の５）

第１の１(1)および(2)の措置により、当該農地の所有者等と思料される者（その相続人を含む）の住所地が判明した場合には、当該農地の所有者等と思料される者の住所地（法人の場合は法人住所地または役員住所）に宛てて、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により、書面を送付し、当該農地の所有者等を特定してください。

送付する書面の内容は、事務処理要領様式例第 13 号の２によるものとします（運用通知第３の３(3)ア(カ)）。

また、住所地が当該農地と同一市町村内の場合には、書面の送付に代えて訪問によることも認められていますが、訪問の記録を残すようにしてください（規則第 60 条の５但書。運用通知第３の３(3)ア(カ)）。

(4) 相続財産清算人の選任の有無について

配偶者や子が相続放棄されている場合、相続財産清算人が置かれていることがあります。（民法第 951 条および第 952 条）登記事項証明書に相続財産清算人による登記が行われているなど、相続財産清算人がいることが判明している場合は、相続人の代わりとして連絡が可能であることから、所有者不明農地制度を利用することができなくなります。　なお、相続財産清算人の選任の有無が不明な場合は、所有者不明農地制度

会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知所有者等関連情報を保有すると思料される者」（規則第 60 条の３第１号）及び「当該農地の所有者であって知れているもの」（規則第 60 条の３第３号）をいう。

を活用することが可能です。この場合、必ずしも相続財産清算人の有無について、家庭裁判所へ照会する必要はありません。

## ２　探索後の手続

(1)　探索の結果、所有者の全部が判明した場合

判明した所有者に対し、通常の利用意向調査を行ってください。

(2)　探索の結果、所有者の全部または一部が判明しなかった場合

第２の公示による所有者の探索手続へ移行します。

なお、所有者が判明しなかったと判断できる具体的な状況として、次のような状況が想定されており、探索の開始から６週間以内を目途に所有者等を確知できない旨等の公示を実施することとされています。

①　登記名義人等の住所地および本籍地が判明しなかった場合

②　登記名義人等が死亡し、かつ、その相続人も判明しなかった場合（相続人全員が相続放棄をしていた場合も含む）

③　第１の１(3)による書面を送付後、２週間経過しても当該農地の所有者等と思料される者から返信がない場合（運用通知第３の３(3)ア(キ)）

## ⅲ）農業委員会が不確知の所有者等を探索（機構法・農地法）

農業委員会は、相当な努力が払われたと認められる方法で不確知の所有者等に関する情報を探索します。 **この範囲を超えて探索する必要はありません。**

住民票の請求に替えて、住基ネットによる住所などの確認が可能です。

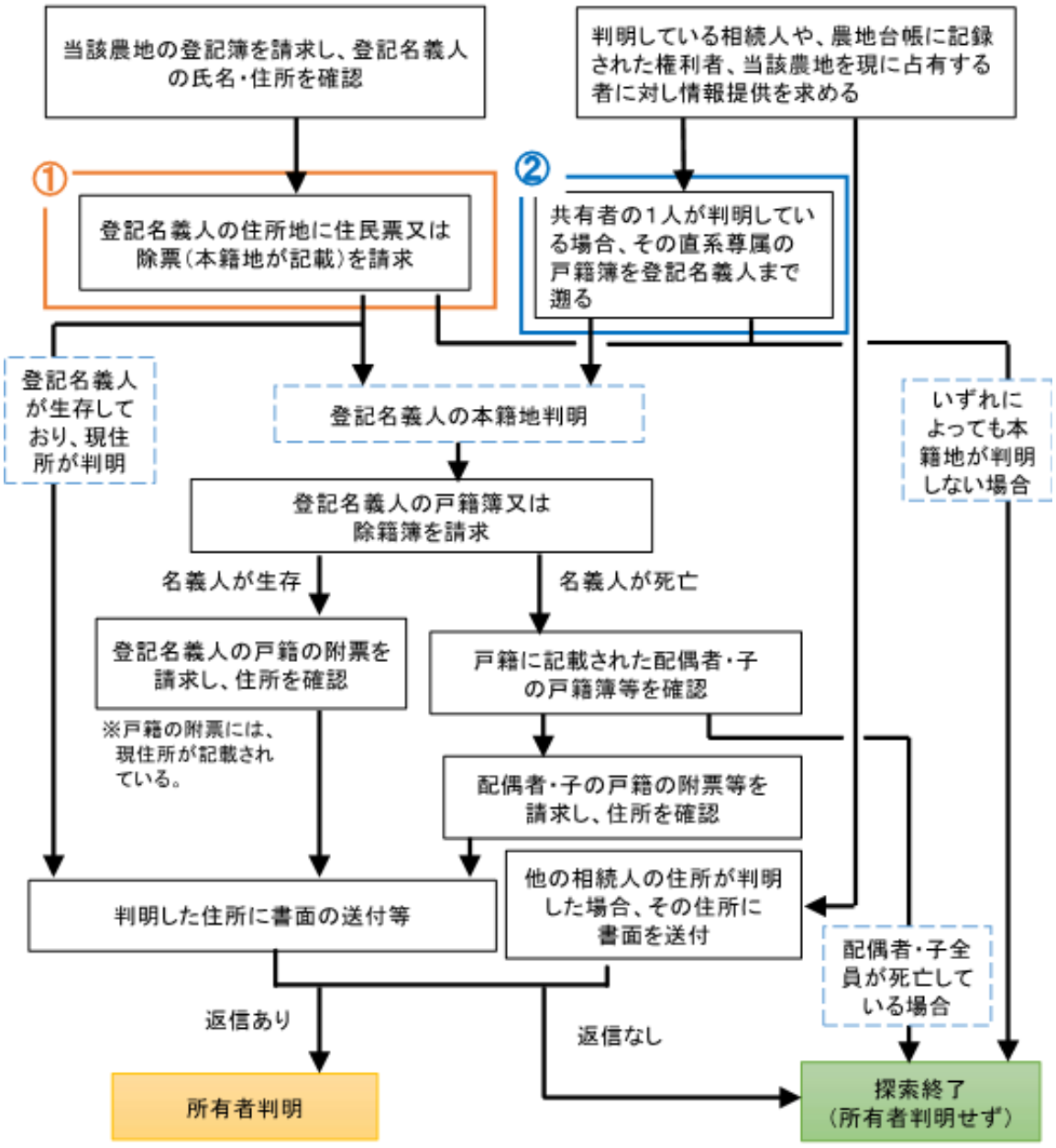


※　登記名義人の戸籍簿の特定は①橙の枠又は②青の枠のいずれかで行って下さい。

出典：所有者不明農地制度の活用について【事務マニュアル（概要版）】
（令和８年９月改訂版　農林水産省経営局農地政策課）

## 第２　所有者不明に係る公示（法第 32 条第３項【農業委員会】）

### １　公示手続

農業委員会において、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」により探索をしてもなお、その農地の所有者等を確知できないときは、次に掲げる事項を公示し、農地の所有者等を探索することとなります（公示の様式例としては、事務処理要領様式例第 13 号の３－１を参照）。

(1)　その農地の所有者等を確知できない旨（法第 32 条第３項第１号）

(2)　その農地の所在、地番、地目および面積（法第 32 条第３項第２号）

(3)　その農地の所有者等は、公示の日から起算して２月以内に、規則第 75 条各号に　掲げる事項を記載した申出書に、その権原を証する書面を添えて、農業委員会に申し出るべき旨（法第 32 条第３項第３号。なお、申出書の様式例として、事務処理要領様式例第 13 号の４参照）

(4)　公示の日から起算して２月以内に第２の３による申出がないときは、当該公示に係る農地について、都道府県知事が利用権（農地を利用する権利のことをいう。以下同じ。）を設定すべき旨の裁定をすることができる旨（法第 32 条第３項第４号、規則第 76 条）

### ２　公示の効力

公示の日から２月以内に、農地の所有者等からの申出があった場合には、その申出をした者に当該公示に係る農地の権原があることが確認の上、通常の利用意向調査を行うこととなりますが、農地の所有者等からの申出がなかった場合には、農地の所有者等を確知できなかったものとして、次の手続へ移行します。

## 第３　農地中間管理機構への通知（法第 41 条第１項前段【農業委員会】）

第２に基づき公示をしてもなお所有者等からの申出がないときは、農業委員

会は、農地中間管理機構に対し、所有者等からの申出がなかった旨、通知します（通知文の様式例としては、事務処理要領様式例第 13 号の 15 参照）。

農地中間管理機構への通知については、法文上「通知するものとする」と規定されている以上、農地中間管理機構が定める[4]借受基準に適合するか等に関わらず、一律に通知することを想定していると解されます。この際、法律上特に定めはありませんが、その後の手続を円滑に進めるため、農業委員会と農地中間管理機構の間で（裁定手続に移行する見込みがある場合には、県農政課も含めて）、事前に調整することが望ましいです。

## 第４　滋賀県知事への裁定申請（法第 41 条第１項後段【農地中間管理機構】）

農業委員会から、所有者等からの申出がなかった旨の通知があったときは、農地中間管理機構は、当該所有者不明農地について、借受基準等に照らし、農地中間管理機構を借受人とする利用権設定の可否を審査し、利用権設定が可能と判断した場合には、当該通知から４月以内（標準処理期間は３月以内）に、滋賀県知事あて裁定申請を行ってください（様式としては、様式第１号の１参照）。

なお、当該農地が地域計画区域内に存在する場合には、遅滞なく裁定の申請をしなければならないとされていますのでご注意ください。（基盤法第 22 条の７の第２項）

### １　裁定申請書記載事項（規則第 85 条）

裁定申請に当たっては、裁定申請書に次に掲げる事項を記入し、提出してください。

(1)　当該申請に係る農地の所在、地番、地目および面積（規則第 85 条第１号）

農地の所在等については、第３の農業委員会からの通知に記載されて

[4] 「農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第１項に規定する農地中間管理事業規程に定められた同条第２項第１号に規定する基準」（農地中間管理権を取得し、又は農業経営等の委託を受ける農用地等の基準）のことをいう（法第 35 条第２項）。

いる事項を転記してください。

(2)　当該申請に係る農地の利用の状況（規則第 85 条第２号）

所有者が不明となった経過（例：耕作者が死亡し、その相続人が全員当該農地に係る相続を放棄し、耕作者不在の状態となった等）、所有者不明となった時点から現在までの当該農地の利用状況（耕作者不在となり、現在まで耕作放棄状況が継続している、周辺の営農者が草刈り等維持管理のみを行っている等）等を記載してください。

(3)　当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細（規則第 85 条第３号）

農地中間管理機構への利用権設定後の当該農地の利用計画（例：借受希望者への利用権設定後の営農計画等）を記載してください。

(4)　当該申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由（規則第 85 条第４号）

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金の「農地中間管理事業規程」で規定されている「農地中間管理権を取得し、又は農業経営等の委託を受ける農用地等の基準」に適合していると認められる旨およびその理由を記載してください。

(5)　希望する利用権の始期および存続期間ならびに借賃に相当する補償金の額（規則第 85 条第５号）

ここに記載する「利用権の始期」は、当該農地に係る農地中間管理機構への利用権設定の始期であり、**借受希望者への利用権の設定の始期ではありません**。したがって、機構法第 18 条に基づく農用地利用集積等促進計画の公告により、借受希望者に対して利用権が設定される日以前の日を「利用権の始期」として記載してください。

ただし、利用権設定の始期までに、借賃に相当する補償金を供託する必要があります（法第 41 条第５項）ので、その点ご留意の上、利用権の始期を設定してください（裁定以降の各手続の日付は、①裁定通知日

→②補償金供託日→③機構の利用権開始日（利用権の始期として裁定で定めた日）→④農用地利用集積等促進計画公告日→⑤借受希望者の利用権開始日の順に新しくなります。）。

「存続期間」については、40年が上限です（法第41条第２項で準用する法第39条第３項）。この範囲内で、存続期間を定めてください。

「借賃に相当する補償金の額」については、補償金の総額だけでなく、算出根拠（単位当たりの借賃相当額等）も併記してください。なお、農地法に基づく所有者不明農地制度において利用権を取得したときは、その始期までに借賃に相当する補償金を供託しなければならないとされており、これを無償とすることはできません。（法第41条第２項、法第39条第２項第４号）

(6)　その他参考となるべき事項（規則第85条第６号）

(7)　法定外記載事項（事務処理要領様式例第13号の16参照）

様式第１号の１において、第４の１(1)の記載事項を記入する欄に、「所有者等の情報」を記入する欄を設けています。これは、前述した規則第85条各号には掲げられていない事項ですが、事務処理要領様式例第13号の16では、記載欄がありますので、これに則って記載するものとします。

なお、記載内容については、農地法第41条第１項の規定に基づく農業委員会からの通知（様式例第13号の15）の「農地の所有者等の情報」の欄に記載されている事項を転記するものとします（様式第１号の１記載要領１）。

## ２　裁定申請書添付書類

法律上定めはありませんが、裁定申請書の提出時に、申請添付書類として次に掲げる書類の提出を求めますので、ご留意ください。

(1)　裁定申請の対象となる農地の位置図（縮尺目安概ね10000分の１および2500分の１）

(2)　裁定申請の対象となる農地の農地台帳の写し

(3)　裁定申請の対象となる農地の現況写真

(4)　利用権設定後の当該農地の利用計画を示す書類

農地中間管理機構が、借受希望者が借受基準に合致しているかを審査する際に作成する資料（農地貸借契約に係る条件等確認票等）を想定しています。

(5)　農地法第 41 条第１項に基づく通知文の写し

(6)　農地法第 32 条第３項に基づく公示内容が確認できる書類

公示の際に掲載した公報の写しや、インターネット上で公表している場合には、その公表ページ等を想定しています。

(7)　農地の所有者等の探索に係る経過報告書（様式第１号の２）

所有者不明との判断がなされるまでの情報探索等の手続が、適切になされたかを確認する趣旨で、当該報告書の提出を求めます。

(8)　その他参考となる書類

## 第５　裁定申請があった旨の公告等

**（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 38 条第１項【県農政課】）**

農地中間管理機構から裁定申請がなされたときは、県農政課において、以下の手続を実施します。

### １　裁定の申請があった旨の公告

公告に当たっては、次に掲げる事項を県公報に掲載するほか、県ホームページ上にも掲示するものとします（規則第 82 条。なお、公告の様式については、様式第２号)。

(1)　当該申請に係る農地の所在、地番、地目および面積

(2)　当該申請に係る農地の利用の状況

(3)　当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

(4)　当該申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

(5)　希望する利用権の始期および存続期間ならびに借賃に相当する補償金の額

(6)　意見書の提出に係る事項

滋賀県知事は、農地中間管理機構から利用権の設定に関する裁定の申請があったときは、その申請書の記載事項について、県の公報等の方法により公告をし、２週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければなりません。（法第 41 条第２項、法第 38 条第１項、規則第 82 条）

## ２　裁定の申請があった旨の農地の所有者等への通知

農地の所有者等で知れているものがいる場合には、その知れている農地の所有者等に対して、意見書が提出できる旨の通知をします。

この通知に当たっては、通知書（様式第３号の１）と併せて、意見書の様式（様式第３号の２）を送付するものとします。

# 第６　利用権の設定の裁定および都道府県機構への意見聴取【県農政課】

## １　利用権の設定の裁定（法第 41 条第２項で読み替えて準用する第 39 条第２項）

農地中間管理機構からの裁定申請を受けたときは、裁定審査票（様式第４号）により、審査するものとします。

審査の結果、農地中間管理機構に利用権を設定することが適当であると認められるときは、利用権の裁定通知書（案）（様式第５号）を作成し、裁定通知書（案）のとおりに裁定する旨の決裁を実施します（なお、記載項目については、後述する第７の１参照）。

この際、後述する都道府県機構への意見聴取に係る決裁も同時に行うこととします。

## ２　都道府県機構への意見聴取

（法第 41 条第２項で読み替えて準用する第 39 条第４項）

農地中間管理機構に対し、利用権を設定しようとする場合には、あらかじめ都道府県機構（滋賀県においては、一般社団法人滋賀県農業会議（以下、「農業会議」という。））に対し、意見聴取を行わなければなりません。

農業会議に意見聴取を行うに当たっては、以下の資料を農業会議あて提出すると共に、常設審議委員会に出席し、案件の説明等を実施する必要があります。

(1) 常設審議委員会諮問文（様式例としては、「一般社団法人滋賀県農業会議農地事務処理要領」様式第２－１号。なお、実際に用いた様式として、参考様式参照）

(2) 裁定申請の対象となる農地の位置図（縮尺目安概ね 10000 分の１および 2500 分の１）

(3) 利用権の裁定通知書（案）

(4) 利用権の設定に関する裁定の申請書

意見聴取手続は、常設審議委員会での案件説明後、農業会議より交付される諮問答申書を受領することをもって、完了するものとします。

## 第７　農地中間管理機構への通知および裁定公告（法第 41 条第３項【県農政課】）

農地中間管理機構からの裁定申請に対し、利用権を設定する裁定を行った後、県農政課において、以下の手続を実施します。滋賀県知事は、第５の１(6)に規定する意見書を提出する期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならないとされています。（法第 41 条第２項、法第 38 条第３項）

また、滋賀県知事は、裁定をしようとするときは、農地中間管理機構から裁定の申請があった日から起算して原則として２か月以内に利用権を設定すべき旨の裁定を行うものとされています。

### １　農地中間管理機構への通知（規則第 86 条第１項）

農地中間管理機構への通知は様式第５号により、次に掲げる事項を記載の上、書面で行うものとします。

(1)　利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目および面積（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第１号）

裁定申請書記載事項を転記することになります（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第３項)。

(2)　利用権の内容（法第 39 条第２項第２号準用）

裁定申請書記載事項を転記することになりますが（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第３項)、所有者の同意を得て、権利設定を行うわけではなく、後述するとおり「借賃に相当する補償金の額」を定めることから、原則として、利用権の内容は「賃貸借」となります。

(3)　利用権の始期および存続期間（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第３号）

裁定申請書記載事項を転記することになります（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第３項)。ただし、存続期間については、40 年が限度となります。

なお、第４の１(4)に記載したとおり、「利用権の始期」は、当該農地に係る農地中間管理機構への利用権設定の始期、すなわち農地中間管理機構に利用権が設定される日です（法第 41 条第４項)。

(4)　借賃に相当する補償金の額（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第４号）

(5)　補償金の支払の方法（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第５号）

裁定において定められた利用権の始期までに、裁定対象の農地の所在地の供託所に、供託する必要があります（法第 41 条第５項および第６項)。

(6)　法定外記載事項（事務処理要領様式例第 13 号の 17 参照）

前述した規則第 85 条第２号には掲げられていない事項ですが、事務処理要領様式例第 13 号の 17 では、以下の事項の記載欄がありますの

で、これに則って記載するものとします。

① 当該利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および事務所の所在地（様式第５号記３）

② 当該農地の所有者等の情報（様式第５号記４）

記載内容については、「利用権の設定に関する裁定の申請書」（様式第１号の１）記１の「所有者等の情報」の欄に記載されている事項を転記するものとします。

③ その他（様式第５号記６）

事務処理要領第 13 の 13(5)ア(イ)において、後述する補償金の供託後、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出することとなっていることから、供託書正本の写しを提出する必要がある旨記載することとします。

## ２ 裁定公告

(1) 公告手続

公告に当たっては、次に掲げる事項を県公報に掲載するほか、県ホームページ上にも掲示するものとします（規則第 86 条第２項。様式第６号）。

① 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目および面積（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第１号）

記載内容は、第７の１(1)と同じです。

② 利用権の内容（法第 39 条第２項第２号準用）

記載内容は、第７の１(2)と同じです。

③ 利用権の始期および存続期間（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第３号）

記載内容は、第７の１(3)と同じです。

④ 農地の所有者等の情報（規則第 86 条第２項柱書）

記載内容は、第７の１(6)②と同じです。

⑤　借賃に相当する補償金の額（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第４号）

記載内容は、第７の１(4)と同じです。

⑥　補償金の支払の方法（法第 41 条第２項で読み替えて準用する法第 39 条第２項第５号）

記載内容は、第７の１(1)(5)と同じです。

⑦　法定外記載事項（事務処理要領様式例第 13 号の 18 参照）

前述した規則第 85 条第２号には掲げられていない事項ですが、事務処理要領様式例第 13 号の 18 では、以下の事項の記載欄がありますので、これに則って記載するものとします。

ア　当該利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および事務所の所在地（様式第６号の３）

記載内容は、第７の１(6)②と同じです。

イ　補償金の還付（様式第６号の６）

農地の所有者等が、供託された地方法務局において、補償金の還付が受けられることを記載するものとします。

(2)　公告の効力

裁定の公告があったときに、農地中間管理機構が、裁定において定めるところにより、当該農地の利用権を取得します（法第 41 条第４項）。あくまでも「裁定において定めるところにより」利用権を取得するのであって、公告時点で利用権が設定されるわけではない（実際に農地中間管理機構が利用権を取得するのは、裁定において「利用権設定の始期」と定めた時点です。）ことに注意してください。

## 第８　賃料相当額の補償金の供託（法第 41 条第３項【農地中間管理機構】）

第６の裁定により利用権を取得する農地中間管理機構は、裁定において定められた利用権の始期までに、裁定対象の農地の所在地の供託所に、供託する必要があります（法第 41 条第５項および第６項）。

補償金の供託に係る手続については、供託法（明治 32 年法律第 15 号）およ

び供託規則（昭和 34 年法務省令第２号）等の法令の定めによるほか、以下の点にご留意ください。

(1)　供託書様式（事務処理要領様式例第 13 号中の供託書参考例参照）中の「供託の原　因たる事実」欄には、「農地法第 41 条第２項の裁定による利用権」と記載するとともに、裁定通知書に記載された農地の所在、地番、当該利用権の始期、存続期間および農地の所有者等の情報を転記してください（事務処理要領第 13 の 13(5)ア(ア)）。

(2)　補償金の供託をした農地中間管理機構は、速やかに供託書正本の写しを滋賀県知事に提出してください（事務処理要領第 13 の 13(5)ア(イ)）。

(3)　供託された補償金は、供託すべき供託所を誤った等錯誤による場合を除き、取戻しをすることができませんので、ご注意ください（事務処理要領第 13 の 13(5)ア(ウ)）。

(4)　前述のとおり、補償金の供託は利用権の始期までに行わなければならないことから、その後借受希望者に利用権を設定することが確実であったとしても、農地中間管理機構が供託金を支払わなければなりません（借受希望者の立替払を行うような形になる）。この際、裁定で定めた借賃に相当する補償金を一括で（利用権の存続期間が５年であれば、５年分の賃料相当額）支払う必要がありますので、ご注意ください。

## 第９　様式一覧

様式第１号の１　利用権の設定に関する裁定申請書
様式第１号の２　農地の所有者等の探索に係る経過報告書
様式第２号　所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告
様式第３号の１　利用権の設定の裁定に関する通知書
様式第３号の２　利用権の設定の裁定に関する意見書
様式第４号　裁定審査票
様式第５号　利用権の設定の裁定通知書
様式第６号　所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告
参考様式　農地法第 41 条第２項において読み替えて準用する同法第 39 条第４項の規定に基づく意見聴取について